

身体的拘束等適正化に関する指針

社会福祉法人 倫尚会
(倫尚園拠点事業所)

第1章 総 則

【目的】

第1条 この指針は、社会福祉法人倫尚会が倫尚園拠点において運営する事業における身体拘束等の適正化に係る体制を整備することにより、利用者の権利を養護するとともに、利用者が介護サービス等を適切に利用できるように支援することを目的とする。

【身体的拘束等適正化に関する考え方】

第2条 身体的拘束等は、人権・生活の質及び自由・人としての尊厳を著しく阻むものである。利用者の人権・生活の質及び自由・人としての尊厳を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的拘束等の基本原則及び身体的拘束等による問題点について理解し、身体的拘束等をしない意識の向上・ケアの実施に努める。

【身体的拘束等の基本原則】

第3条 身体的拘束等は、原則として禁止する。ただし、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合における必要最小限の身体拘束を行うことがある。

【身体的拘束等の具体的行為及び禁止規定】

第4条 介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者（利用者）の行動を制限する行為」である。

- ① 徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

2 サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。

【身体的拘束等適正化に向けての基本方針】

第5条 生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等及びその他の行動を制限することを原則として禁止する。

2 緊急やむを得ない場合においても手順を遵守し、早期解除に向けて取り組む。

【身体的拘束等適正化に向けた取り組み】

第6条 身体的拘束等の適正化に向け、身体的拘束等を行わない環境づくりに取り組む。

また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合は、確実な手順を遵守し負担を最小限に抑え早期解除に向け取り組む

●環境づくり

- ① 職員への「身体的拘束等をしない」意識づけを行う。
- ② 利用者の言動等から原因を探り代替案による拘束の回避（精神的要因）
- ③ 「移動バー」「転落衝撃緩和マット」等による環境整備（身体的要因）
- ④ 職員全員による応援体制づくりを行い、個人としてではなく報告、連絡、相談を徹底し助言を求め、施設全体の問題として解決する。
- ⑤ 利用者の日常の過ごし方を検討する。

●緊急やむを得ない場合

- ① 3つの要件を満たすことを幅広い関係者参加によるカンファレンスで検討・記録する。
- ② 幅広い関係者参加によるカンファレンスにより利用者の負担が最小限のものとなるよう内容等を取り決める。
- ③ 利用者本人・家族等に内容等できる限り詳しく説明し、十分な理解を得る。
- ④ 身体的拘束等中は、常に観察、再検討し3つの要件に該当しなくなった場合は、直ちに解除する。
- ⑤ 解除する場合は、一時的に解除し状態観察を行なった上、正式に解除する。

第2章 身体的拘束等適正化に向けた体制

【身体的拘束等適正化委員会の設置】

第7条 身体的拘束等の適正化に向けて身体的拘束等適正化委員会を設置する。

【身体的拘束等適正化委員会設置の目的】

第8条 身体的拘束等適正化委員会の設置の目的は次の通りとする。

- ① 施設内での身体的拘束等適正化へ向けての現状把握・改善についての検討
- ② 身体的拘束等適正化に関する職員全体への教育・指導
- ③ 身体的拘束等回避に向けた検討
- ④ 身体的拘束等を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ⑤ 身体的拘束等実施中の観察・記録・再検討
- ⑥ 身体的拘束等の解除の検討

2 身体的拘束等適正化に向けての現状把握及び改善、職員全体への教育・指導等の取り組み、身体的拘束等が必要と思われる時には、フローチャートに従い、身体的拘束等適正化委員会が十分に検討を行い身体拘束の回避に努める。しかし、緊急やむを得ず拘束が必要な時は、利用者本人・ご家族等にできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努め、観察・記録・再検討を行い、身体拘束の早期解除に努める。

【身体的拘束等適正化委員会の構成員】

第9条 身体的拘束等適正化委員会の構成員は、次の通りとする。

- ① 施設長
- ② 生活相談員・介護支援専門員
- ③ 事務職員
- ④ 看護職員
- ⑤ 管理栄養士
- ⑥ 介護職員
- ⑦ 居宅職員
- ⑧その他（身体的拘束等必要時は、関係職員・管理医の招集）

2 この委員会の責任者は、施設長とする。

【身体的拘束等適正化に向けた各職種の役割】

第10条 身体的拘束等適正化委員の各職種の役割は、次の通りとする。

- ① 施設長
 - ・委員会の総括責任者
 - ・介護現場における諸課題・問題の総括責任
 - ・各課職員への周知・教育・指導
 - ・館内の巡回
- ② 生活相談員・介護支援専門員
 - ・利用者、家族の意向に沿ったケアの確立
 - ・医療機関、家族との連絡調整
 - ・介護職員への教育、指導
 - ・介護職員、看護職員との連携
 - ・チームケアの確立
 - ・施設内のハード、ソフト面の見直し、改善提案、改善
 - ・記録の整備
- ③ 事務職員
 - ・各課職員との連携
 - ・施設長の補助
- ④ 看護職員
 - ・医療的観察からの助言
 - ・医師及び介護職員等との連携
 - ・記録の整備
- ⑤ 管理栄養士
 - ・食・栄養面に関する助言
 - ・利用者の状態に応じた食事の工夫
 - ・記録の整備
- ⑥ 介護職員
 - ・看護、生活相談員、管理栄養士等との連携
 - ・身体拘束について正確に統一した認識をもつ。

- ・人権、尊厳について理解する。
- ・利用者とコミュニケーションを十分にとり、心身の状態を把握し利用者にあったケアに努める。
- ・正確、丁寧な記録の作成、整備

⑦ 居宅職員

- ・身体拘束について正確に統一した認識をもつ。
- ・人権、尊厳について理解する。
- ・利用者及び家族とコミュニケーションを十分にとり、心身の状態・家庭内の状況を把握し利用者にあったケアに努める。
- ・正確、丁寧な記録の作成、整備

⑧ その他（医師）

- ・委員会の求めに応じ医療的観察からの助言及び委員会への参加
- ・看護職員との連携

【身体的拘束等適正化委員会の開催】

第11条 身体的拘束等適正化委員会については3ヶ月に1回以上定期開催するものとする。

- 2 身体的拘束等必要時は、別に速やかに開催しなければならない。速やかな拘束介助が望ましいが、やむを得ず身体的拘束等が継続される場合は1ヶ月以内毎に開催しなければならない。

第3章 身体的拘束等適正化における緊急やむを得ない対応

【緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合】

第12条 当該入所者（利用者）又は、他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合」には介護保険指定基準上、身体拘束が認められているが、これは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それら要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られる。

緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、フローチャートに従い、身体的拘束等適正化委員会が十分に検討し、3つの要件をすべて満たした場合のみ、本人・家族への説明、同意を得て行う。身体的拘束等を行った場合は、状況について経過記録の整備を行い、早期拘束解除に努める。夜間帯において予測し得ない状況で緊急やむを得ない事象が発生した場合フローチャートに従い行う。この場合も、最小限の行為、最小限の時間、一時的とし、安全体制が取れしだい解除する。翌朝、緊急カンファレンスを開催し、今後の対応策を検討する。

【緊急やむを得ない場合の対応手順】

第13条 「当該入所者（利用者）又は、他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合」には、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それら要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施できる以下の手順により行う。

① 3つの要件をすべて満たすこと。

3つの要件をすべて満たす状態であることを身体的拘束等適正化委員会で検討、確認し記録を行う。

《切迫性》

利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。判断を行う場合には、身体的拘束等を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体的拘束等を行うことが必要となる程度まで利用者本人の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認する必要がある。

《非代替性》

身体的拘束等その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。判断を行う場合には、いかなる場合でも、まずは、身体的拘束等を行わずに介護するすべての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数のスタッフで確認する必要がある。また、拘束の方法自体も、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法により行わなければならない。

《一時性》

身体的拘束等その他の行動制限が一時的なものであること。判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要がある。

② 利用者、家族等への説明

3つの要件を満たす場合にも、以下の点に留意する。

- ・ 個々の職員の判断で身体的拘束等を行わず、組織において、事前に手続き等を定め、具体的な事例についても関係者が幅広く参加したカンファレンスで判断する体制を原則とする。
- ・ 利用者本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し十分な理解を得るよう努める。

③ 身体的拘束等に関する記録の義務づけ

- ・ 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由の記録を行う。
- ・ 「身体的拘束等に関する説明・経過観察記録」を用いるものとし、日々、心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討を行うごとにその記録を加えるとともに、その情報を関係者のみに開示し、職員・施設・家族関係者の間で直近の情報を共有します。
- ・ 「身体的拘束等に関する説明書・経過観察記録」は、施設において保存し、必要に応じていつでも掲示できるようにしておく。

④ 身体的拘束等の早期解除

- ・ 「緊急やむを得ない場合」に該当するか常に観察し、再検討を行います。要件に該当しなくなった場合には速やかに解除します。この場合、一時的に解除して状態を観察するなどの対応をとります。

【不適切な身体的拘束等の予防及び発見した場合の対応】

第14条 不適切な身体的拘束等の予防のために日頃から周知を行うとともに、万が一、不適切な行為を発見した場合の対応について次の通り対応する

① 予防

- ・研修を通じた身体的拘束等の適正化に向けた考え方や方針の周知
- ・身体的拘束等具体的行為の周知
- ・具体的行為以外の身体的拘束等になりうる行為の検討と周知
- ・管理者による巡回

② 発見した場合の対応

- ・即座に身体的拘束等の解除
- ・身体的拘束等適正化委員会を即時開催し状況・経緯等を聞き取り、フローチャートに従い適正な手順による対応
- ・利用者、家族への報告と謝罪

③ 再発防止

- ・身体的拘束等適正化委員会による不適切行為の検証
- ・不適切行為の検証内容を周知
- ・臨時研修の実施

【身体的拘束等適正のための職員研修】

第15条 身体的拘束等適正化のための統一した適切な認識の習得に向け、職員への研修を行う。

- ①定期的な研修の実施（年2回）
- ②新任職員に対する入職時の研修の実施

【指針の閲覧】

第16条 指針は、利用者及びその家族の求めに対して、いつでも閲覧できるものとする。
また、当施設内ネットワーク上に掲載し職員がいつでも閲覧できるほか、当法人のホームページにも記載し、どなたでも自由に閲覧できるものとする。

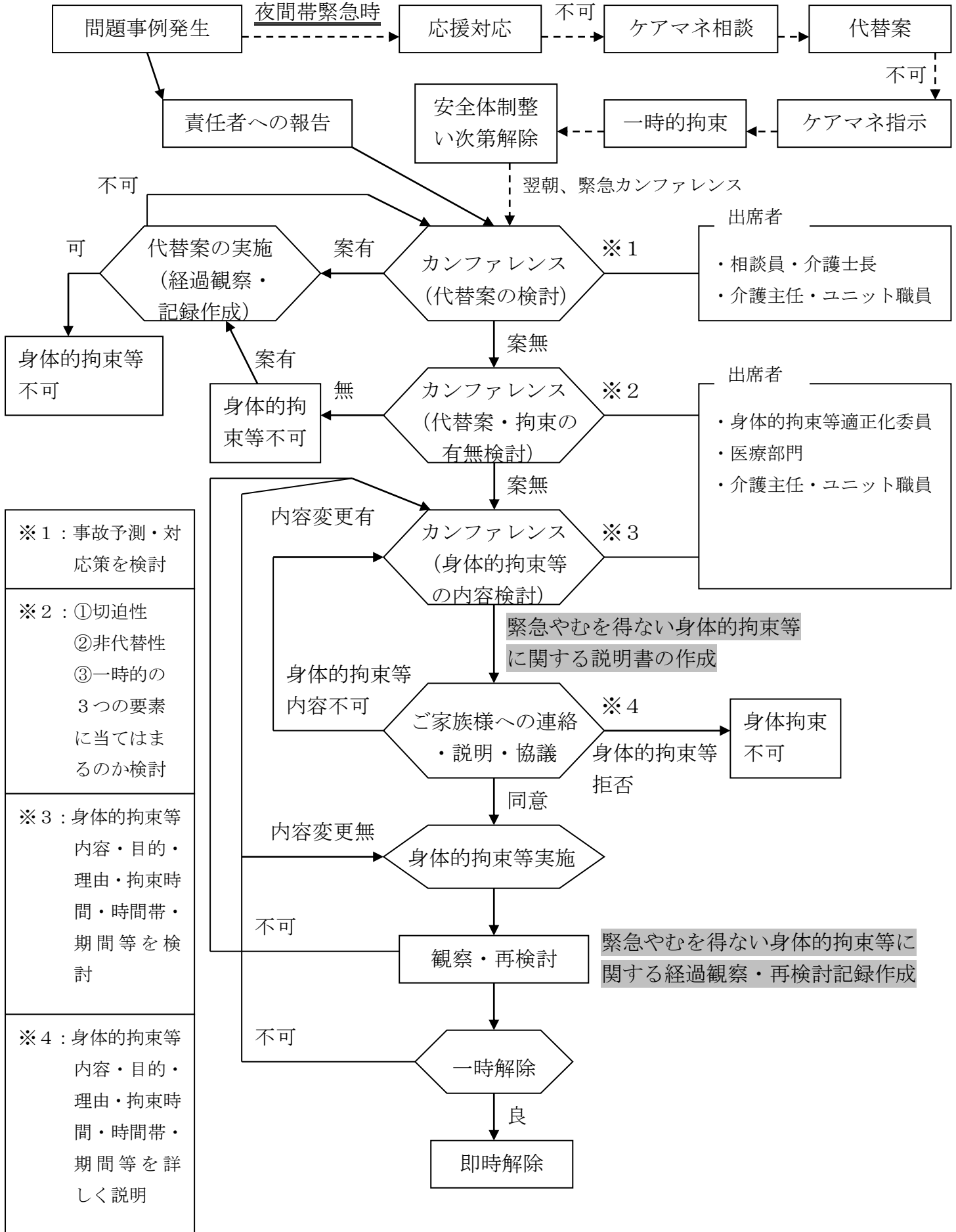
【改廃】

第17条 本指針の改定は、必要に応じて身体的拘束等適正化委員会が行うものとする。

附 則

- 1 この指針は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 この指針は、令和4年11月1日から一部変更する。
- 3 この指針は、令和6年4月1日から一部変更する。
- 4 この指針は、令和6年11月1日から一部変更する。

【身体的拘束等適正化に向けたフローチャート】



- ※ 1 : 事故予測・対応策を検討
- ※ 2 : ①切迫性
②非代替性
③一時的の3つの要素に当てはまるのか検討
- ※ 3 : 身体的拘束等内容・目的・理由・拘束時間・時間帯・期間等を検討
- ※ 4 : 身体的拘束等内容・目的・理由・拘束時間・時間帯・期間等を詳しく説明

- 出席者
- ・相談員・介護士長
 - ・介護主任・ユニット職員

- 出席者
- ・身体的拘束等適正化委員
 - ・医療部門
 - ・介護主任・ユニット職員

緊急やむを得ない身体的拘束等に関する経過観察・再検討記録作成